

「趣味」などをテーマにした、
横断的な支部づくり。

私が所属している東京・足立支部は、「元気だ」と言われていますが、それでも若い人の参加を促すために、さまざまな工夫・努力をしています。たとえば、初めて参加した校友には、こちらから声をかけたり、他の参加者に紹介するなど、きめ細かなサポートを心がけています。新しい校友や若い校友が「校友会」活動に参加しやすくするためには、そうした工夫や環境づくりが欠かせない

「信頼できる弁護士」に、
早めに相談。

新校友の皆さんも、会社に勤めるとコンプライアンス（法令遵守）の問題に直面したり、私生活でも法律問題と関わるが多くなると思います。

法律問題では、初動を間違えると大変なことになることが、たくさんあります。たとえば、何か因縁をつけられたとします。法律的には、まったく根拠がなくても日本人って、「まあまあ」という傾向があるので、相手が強く出ると弱気になって

引いてしまうことが多々あります。すると、そ

これからの支部のあり方、法律とのつきあい方。

と、私は思っています。

また、「校友にとって、『校友会』のメリットは何だろう？」と、常々、考えています。たとえばですが、従来のような地域支部だけではなく、「趣味」や「興味」を同じくする仲間が集まることができる、「場」としていくことも必要ではないかと考えています。

テーマ例としては「箱根駅伝」でも、他のスポーツでも良いでしょう。知らない人同士であっても何回か顔を合わせていると、「やあやあ」という雰囲気になりますし、それが同じ本学出身ということになれば、「絆」も深まると思います。一年間を通じて、そうした「接点」を増やしていきける機会を多く設けたり、新しい校友や若い校友に情報発信していくことが大切だと思います。

さらには、定時総会や支部総会という集まりだけではなく、講演会、勉強会など付加価値の高い仕組みづくりも、考えられるのではないかと思います。

こから傷口が広がっていきます。本来は法律的に、どうなんだという基本線を認識して、それから話をしていくことが大切です。何事もこじれてから修復するのは大変です。初期の段階で、早めに「信頼できる弁護士」に相談すること。それには、同じ大学を卒業した弁護士が一番だと思います。

「校友会」の年会費を専修大学カードで納入していただいた校友への特典として、弁護士を紹介する制度があります。また、「無料法律相談会」も行っていますので、気軽に相談してほしいですね。 (談)

専修大学校友会 副会長
法科大学院教授、弁護士

宮岡孝之

みやおか たかゆき ● 1979 (昭和54) 年、法学部法律学科卒業。1956年生まれ。愛媛県出身。主な担当分野として不動産取引関係、破産・任意整理、税務訴訟など。自ら税金訴訟の原告となり、第1審で勝訴し、注目を集める。2審では敗訴するも、訴訟を契機に「税金」という新しい専門分野を開拓。



無料法律相談会

要予約

校友をはじめ専修大学関係者および千代田・文京区民の方を対象とした、校友弁護士による無料の相談会です。相談者の秘密は厳守いたします。

電話または来校にて、ご予約ください。

TEL. 03-3264-1721

日時：基本的に毎月第3水曜日 午後4時30分～午後7時30分
場所：神田校舎8号館1階 今村記念法律事務所
東京都千代田区神田神保町2-8-3

不動産関連
人権問題
交通事故
金銭トラブル
相続関連
コンプライアンス
オレオレ詐欺
多重債務
等々